



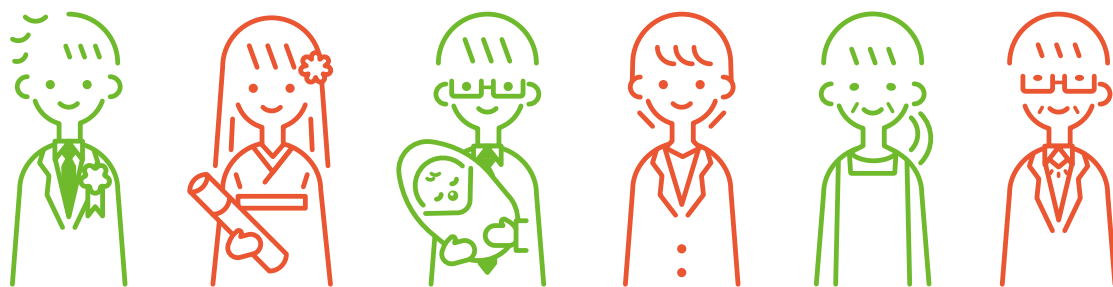
第 3 次

鳴門市

概要版

男女行動計画

(鳴門パートナーシッププランⅢステージ)



令和3(2021)年3月
徳島県鳴門市

計画策定の趣旨

本市では、男女が互いに尊重しつつ、一人ひとりが性別にかかわることなく、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざし、平成23（2011）年3月に「鳴門市男女行動計画～鳴門パートナーシッププランⅡ（セカンド）ステージ～」(以下「第2次計画」といいます。)を策定し、さまざまな取組を推進してきました。

この度、第2次計画期間の満了にあたり、これまでの成果を踏まえ、本市における現状と課題や男女共同参画を取り巻く社会的背景の変化に対応するため、新たな「第3次鳴門市男女行動計画」(以下「本計画」といいます。)を策定しました。

計画の位置付け

- 本計画は「男女共同参画社会基本法」及び「鳴門市男女共同参画推進条例」に基づき、本市が男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的・計画的に進めるための基本的な計画です。
- 本計画は「女性活躍推進法」に基づく市町村推進計画、「DV防止法」に基づく市町村基本計画として位置付けます。
- 本計画は、国や県の男女共同参画基本計画及び本市の「第六次鳴門市総合計画後期基本計画」をはじめ、本市の関連計画との整合性に配慮します。

根拠法

- 男女共同参画社会基本法
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

国

- 第5次男女共同参画基本計画
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針

徳島県

- 徳島県男女共同参画推進条例
- 徳島県男女共同参画基本計画（第4次）
- 配偶者暴力防止及び被害者保護に関する徳島県基本計画

鳴門市

鳴門市男女共同参画推進条例

第六次鳴門市総合計画後期基本計画

【主な関連施策】

- 人権の尊重（人権行政の推進、人権教育の推進）
- 男女共同参画社会の実現（女性に対する暴力の防止・被害者支援の充実、男女共同参画推進条例の周知啓発と推進）

【本計画】
第3次鳴門市男女行動計画

連携

関連他計画

計画の期間

本計画の期間は令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間です。

なお、社会情勢の変化等に対応するため、新たな施策や課題解決に向けた取組を行うなど、必要に応じて見直しを行います。

計画の策定体制

「鳴門市男女共同参画推進審議会」等における審議及びヒアリング調査、本市在住の18歳以上の市民及び本市所在の事業所を対象に令和元（2019）年度に実施したアンケート調査、またパブリックコメントを通して寄せられた市民の意見等をもとに策定しました。

統計で見る本市の現状

- 本市の人口は、令和2（2020）年3月末日現在56,540人であり、平成28（2016）年から約3,200人の減少となっています。近年は、人口、世帯数共に減少傾向にあり、1世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、平成28（2016）年の2.26人から令和2（2020）年で2.16人となっています。

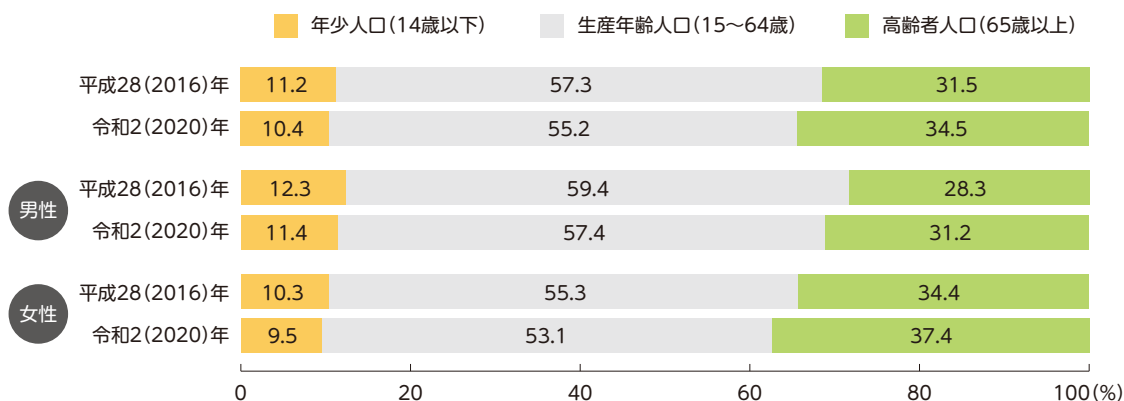
【人口・世帯数の推移】

	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	平成31 (2019)年	令和2 (2020)年
人口	59,694	58,999	58,120	57,381	56,540
世帯数	26,378	26,392	26,306	26,284	26,155
世帯人員(人/世帯)	2.26	2.24	2.21	2.18	2.16

資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

- 本市の年齢別人口をみると、令和2（2020）年では「年少人口（14歳以下）」の割合が10.4%、「生産年齢人口（15～64歳）」が55.2%、「高齢者人口（65歳以上）」が34.5%となっています。
- 高齢者人口の割合（高齢化率）は、平成28（2016）年の31.5%から令和2（2020）年で34.5%と増加で推移しており、男性に比べ女性の高齢化率が高くなっています。一方、年少人口は緩やかに減少しており、少子高齢化の進行がうかがえます。

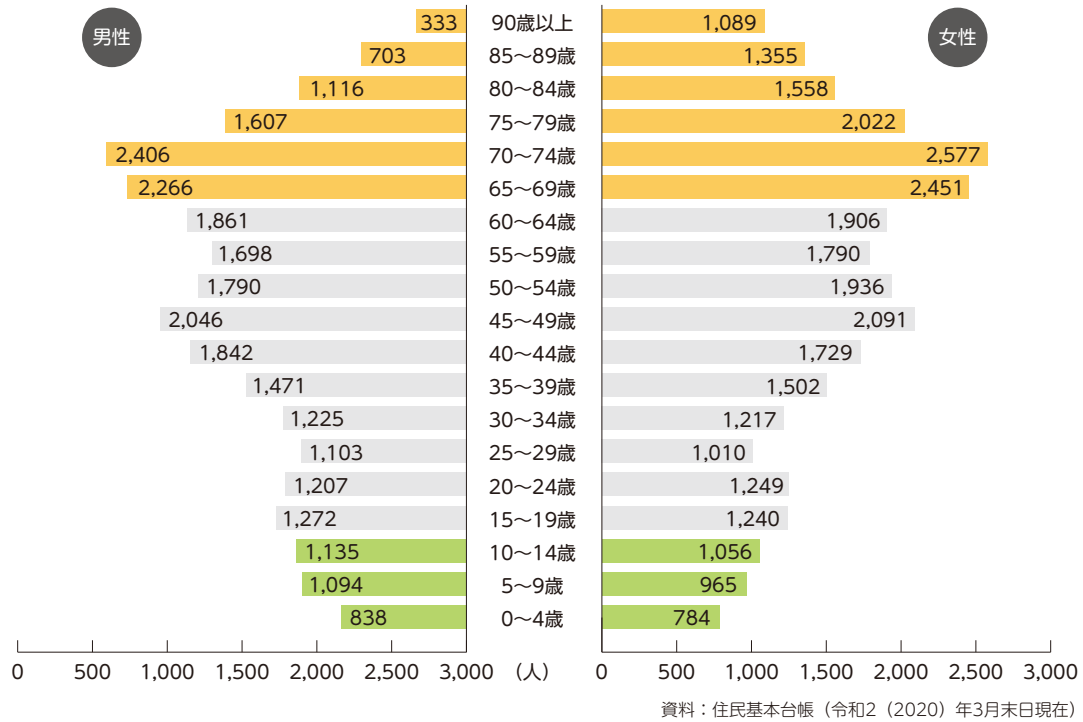
【年齢別人口構成比】



資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

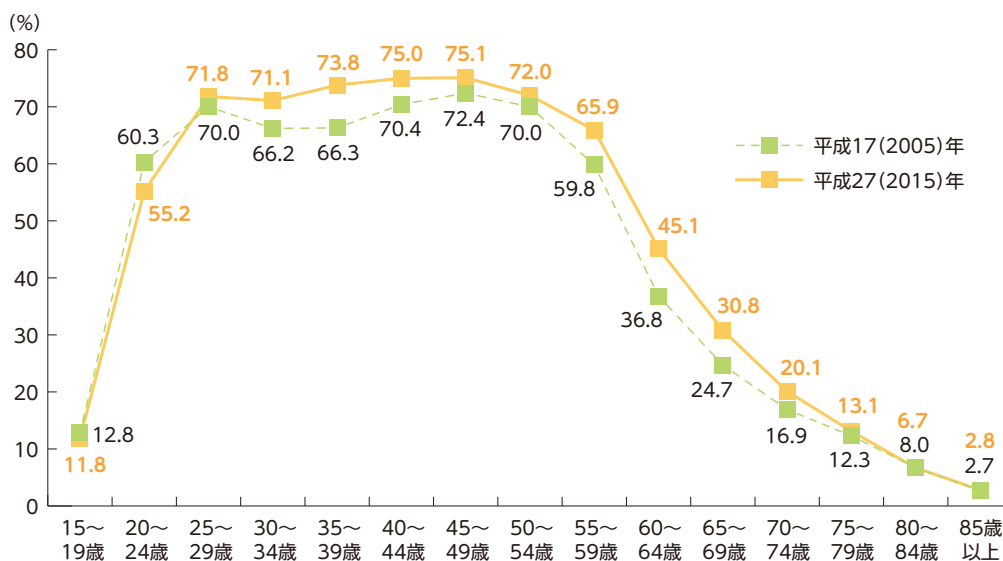
- 年齢を5歳階級別で見ると、70歳代前半のいわゆる「団塊の世代」及びその子ども世代である40歳代後半の「団塊ジュニア層」が、本市の人口のボリュームゾーンとなっており、75歳以上になると、女性の人口が男性を大きく上回っています。

【年齢5歳階級別人口（人口ピラミッド）】



- 本市における女性の就業率をみると、平成17（2005）年から増加傾向にあり、結婚して子どもができて働き続ける女性が増えています。また、平成17（2005）年では30歳代の子育て世代の就業率が一旦低下する「M字カーブ※」の状況がみられましたが、平成27（2015）年ではその傾向は緩やかな「台形」に変化しつつあります。

【女性の就業率（経年比較）】



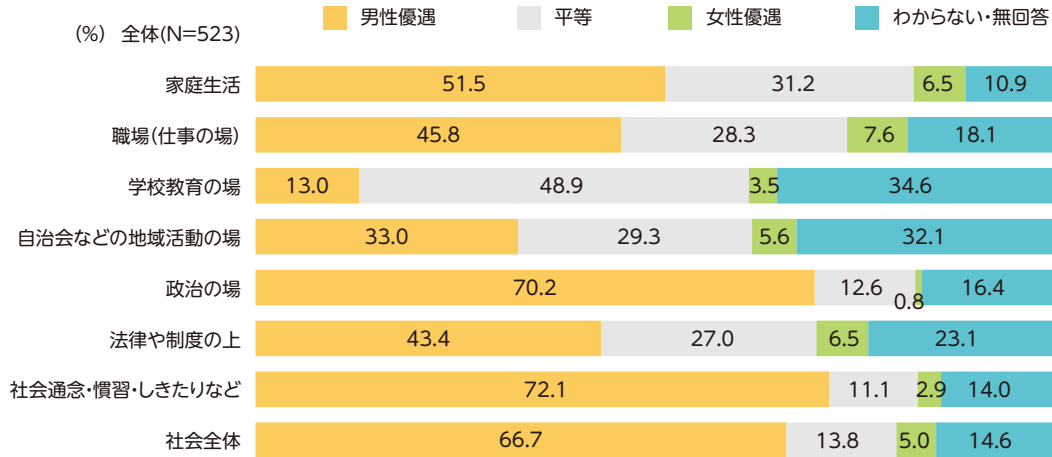
資料：国勢調査

※ M字カーブとは、日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、例えば30歳代前半を谷とし、20歳代後半と30歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。

アンケート結果等から読み取れる現状と課題

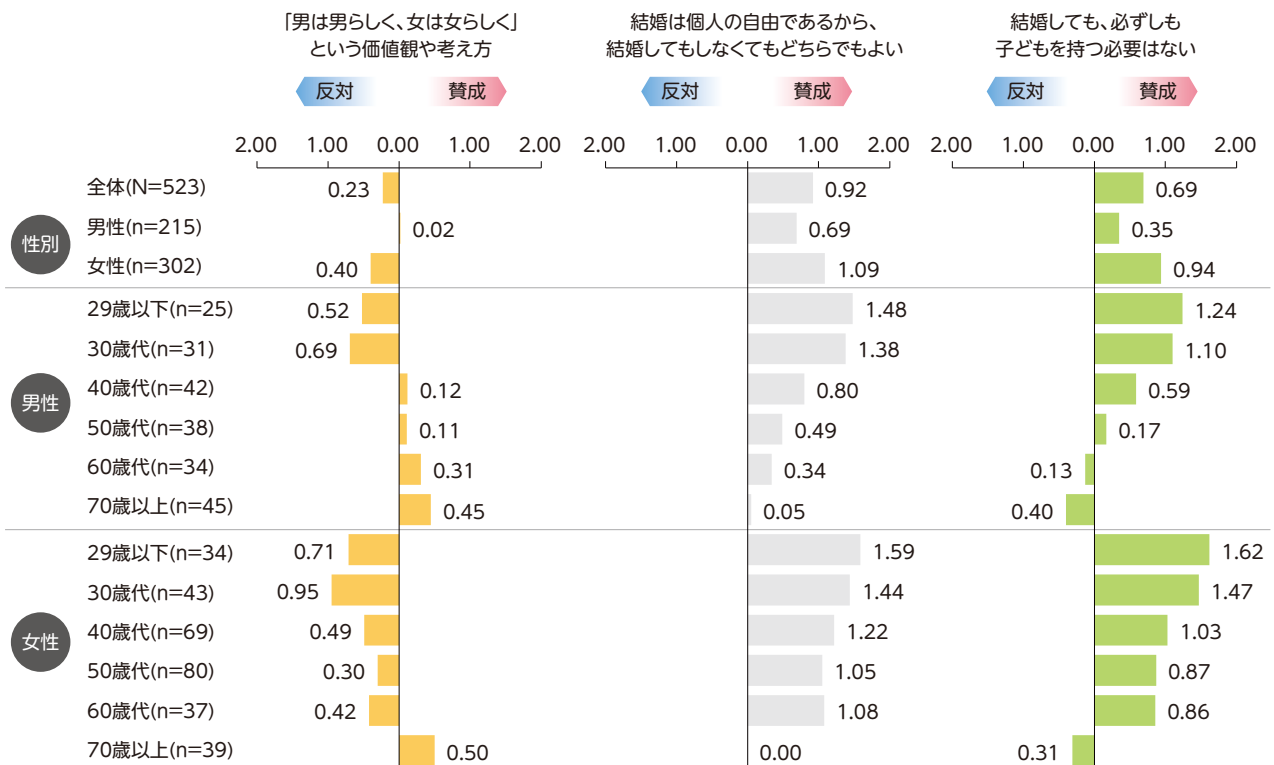
- 全ての分野において男性優遇意識が強く、特に「政治の場」「社会通念・慣習・しきたりなど」「社会全体」で目立っています。

【男女の平等意識】



- 「結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい」「結婚しても、必ずしも子どもを持つ必要はない」といった考え方に対しては、男女共に若い年齢層ほど賛成意識が高く、年齢が上がるほどその割合が低くなる傾向にあります。
- 「男は男らしく、女は女らしく」という価値観や考え方については、若い年齢層ほど反対意識が高く、特に男性は、年齢が上がるほど賛成を示す回答が増えるなど、性別や年齢によって意識差がみられます。

【結婚や家庭生活について】



計画の基本理念

とも みと あ ささ あ
共に認め合い 支え合う

だれ え がお かがや
誰もが笑顔で輝けるまち になると

施策の体系図

【基本目標】

【基本施策】

【施策の方向】

基本目標1

お互いを
認め合うまち
になると

1 男女共同参画の意識づくり

- 1 人権を尊重する意識づくり
- 2 男女共同参画の理解促進
- 3 マイノリティに対する啓発

2 学びの場における男女共同参画の意識づくり

- 1 男女共同参画の視点に立った教育・保育の推進
- 2 多様な社会教育機会の充実

基本目標2

誰もが
活躍できるまち
になると
(女性活躍市町村推進計画)

3 女性が活躍できる基盤づくり

- 1 政策・方針決定過程における女性活躍の促進
- 2 女性の人材育成支援

4 働く場における男女共同参画の促進

- 1 雇用の機会均等と待遇の確保の促進
- 2 共に働きやすい職場環境の整備促進

5 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

- 1 ワーク・ライフ・バランスの理解促進
- 2 仕事と子育て・介護の両立への支援

6 地域社会における男女共同参画の推進

- 1 地域活動における男女共同参画の促進
- 2 防災分野における男女共同参画の推進
- 3 国際活動における男女共同参画の推進

基本目標3

誰もが安心して
健やかに
暮らせるまち
になると

7 あらゆる暴力を根絶する社会づくり（DV防止市町村基本計画）

- 1 暴力を許さない意識づくり
- 2 きめ細かな相談支援体制づくり

8 生涯を通じた健康づくりへの支援

- 1 ライフステージに応じた健康づくりへの支援
- 2 妊娠・出産等に関する支援
- 3 心の健康づくりの推進

9 誰もが安心できるまちづくり

- 1 誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進
- 2 地域福祉の推進と生活支援の充実

計画の展開

基本目標

1

お互いを認め合うまち になると

- 男女共同参画意識の更なる醸成に向けて、その基盤となる人権尊重の意識づくりを推進するとともに、社会通念や慣習、しきたりの見直しなど意識の改革を促進します。
- 男女共同参画の視点に立った教育や保育を推進するとともに、家庭や地域においても、生涯学習などさまざまな機会を通じて、多様な学習機会の充実を図ります。

【基本施策1】 男女共同参画の意識づくり

施策の方向	取組
1 人権を尊重する意識づくり	<ul style="list-style-type: none">● 市民への啓発の推進● 職員への啓発の推進
2 男女共同参画の理解促進	<ul style="list-style-type: none">● 分かりやすい情報提供と啓発の推進● 男女共同参画社会の気運づくり● 男性に対する男女共同参画の推進
3 マイノリティに関する啓発	<ul style="list-style-type: none">● 社会的少数者への理解促進

【基本施策2】 学びの場における男女共同参画の意識づくり

施策の方向	取組
1 男女共同参画の視点に立った教育・保育の推進	<ul style="list-style-type: none">● 子どもの頃からの意識の醸成● 学校等を通じた意識等の醸成● 教職員の意識等の醸成
2 多様な社会教育機会の充実	<ul style="list-style-type: none">● 社会教育・生涯学習機会の充実● 市民への参加促進● 国際理解の促進

基本目標

2

誰もが活躍できるまち になると(女性活躍市町村推進計画)

- 社会のあらゆる分野の政策・方針決定過程の場において、女性の登用を促進するとともに、女性の能力発揮の支援に努め、人材の育成と活躍の促進を図ります。
- 雇用の場においては、誰もがそれぞれの個性や能力を発揮しながら自分らしく活躍できるよう、性別による格差の解消や労働条件の改善、ハラスメント対策など、事業所等に対する男女共同参画への取組を促進します。
- ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向け、男女が共に家事や育児、介護に参加することができる環境づくりや、子育て支援、介護支援の充実等に取り組むとともに、地域活動や防災活動における男女共同参画を促進します。

【基本施策3】 女性が活躍できる基盤づくり

施策の方向	取組
1 政策・方針決定過程における女性活躍の促進	<ul style="list-style-type: none">● 女性活躍推進に向けた取組の充実● 鳴門市女性人材バンクの周知・啓発● 審議会等への女性の登用促進● あらゆる分野への女性の積極的登用の促進
2 女性の人材育成支援	<ul style="list-style-type: none">● 女性リーダーの育成と活動への支援● 職員の管理職への育成

【基本施策4】働く場における男女共同参画の促進

施策の方向	取組
1 雇用の機会均等と待遇の確保の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業所等への理解促進 ● 能力開発と人材の育成 ● 家内労働者等の労働環境の整備促進
2 共に働きやすい職場環境の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 就労環境の整備

【基本施策5】ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

施策の方向	取組
1 ワーク・ライフ・バランスの理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 男性職員への育児参加等の促進 ● 男性の家事等への参画促進 ● 多様な働き方に関する取組 ● 特定事業主行動計画の推進
2 仕事と子育て・介護の両立への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 就労形態に応じた子育て支援 ● 地域における子育て支援の推進 ● 子ども・子育て支援事業計画の推進 ● 安心して介護できる環境の整備 ● 家族介護者への支援

【基本施策6】地域社会における男女共同参画の推進

施策の方向	取組
1 地域活動における男女共同参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域活動への支援 ● 環境問題に関する取組の推進
2 防災分野における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の構築
3 国際活動における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 国際理解と国際交流の推進 ● 外国人観光客の積極的誘致の推進

基本目標

3

誰もが安心して健やかに暮らせるまち になると

- さまざまな機会を通じて、あらゆる暴力の防止と根絶に向けた取組を推進します。
- 関係機関との連携強化に努め、支援を必要とする人に対する相談体制の充実に取り組みます。
- 生涯を通じて健康に暮らせるための支援をはじめ、地域共生社会の考え方に基づく地域福祉を推進し、誰もが安心して暮らせるまちづくりをめざします。

【基本施策7】あらゆる暴力を根絶する社会づくり (DV防止市町村基本計画)

施策の方向	取組
1 暴力を許さない意識づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● DV防止の啓発の推進 ● 市民への相談窓口の周知啓発 ● 若年層へのデートDV防止の啓発 ● ハラスメントに対する理解の促進 ● あらゆる暴力や虐待を許さない意識づくり
2 きめ細かな相談支援体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関と連携した被害者の早期発見 ● 相談支援体制の強化 ● 被害者保護のための支援 ● 関係機関と連携した被害者への自立支援 ● 子どもへの支援 ● 被害者支援のネットワークづくり

【基本施策8】生涯を通じた健康づくりへの支援

施策の方向	取組
1 ライフステージに応じた健康づくりへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康保持のための事業の充実 ● がん検診等の受診促進 ● 食育の推進
2 妊娠・出産等に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談支援体制の充実 ● マタニティマークの普及促進 ● リプロダクティブ・ヘルス/ライツの推進と徹底
3 心の健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 自殺対策の推進

【基本施策9】誰もが安心できるまちづくり

施策の方向	取組
1 誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護予防と生きがいづくり ● 高齢者を守る活動の充実 ● 地域包括支援センターの機能充実 ● 介護相談員派遣事業 ● 高齢者虐待防止の推進 ● 障がい者が安心して暮らせる環境の整備と支援 ● 地域自立支援協議会構成団体の連携強化 ● 個別ケア会議の開催 ● 外国人が安心して暮らせる環境の整備 ● 性的マイノリティへの支援に向けた調査・研究
2 地域福祉の推進と生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談支援体制の充実 ● 生活上困難に直面する人への支援 ● ひとり親家庭等への自立支援 ● 母子・父子自立支援員による自立支援 ● マイノリティ支援に向けた取組の充実

計画の推進に当たって

庁内連携体制の充実

本計画の推進に当たっては、庁内の関係部署が十分に連携を図り、庁内横断的にさまざまな取組を推進する体制の充実を図ります。

鳴門市男女共同参画推進審議会等における進捗の点検

「鳴門市男女共同参画推進審議会」や庁内会議において、本計画の進捗状況の報告及び男女共同参画の推進に必要な事項についての意見や提言を求め、取組への反映に努めます。

計画の公表、市民意見の反映

広報なるとや市公式ウェブサイトなど多様な媒体を活用し、本計画に基づく取組や事業の進捗状況を公表し、広く周知を図ります。

計画の進行管理

PDCAによる進行管理に基づき、進捗状況を管理するとともに、次の施策に生かすために常に改善を図ります。

数値目標の設定

評価項目	現状値(年度)	目標値令和7(2025)年度	把握方法
------	---------	----------------	------

【基本目標1】 お互いを認め合うまち なる

基本施策1 男女共同参画の意識づくり

1	社会全体において「男女は平等になっている」と思っている市民の割合	13.8% (令和元年度)	増やす	市民意識調査
2	社会通念・慣習・しきたりなどにおいて「男女は平等になっている」と思っている市民の割合	11.1% (令和元年度)	増やす	市民意識調査
3	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」について否定的な市民の割合	69.4% (令和元年度)	増やす	市民意識調査
4	「男は男らしく、女は女らしく」という価値観や考え方について否定的な市民の割合	53.5% (令和元年度)	増やす	市民意識調査
5	「LGBT(Q+)」「性的マイノリティ」という言葉や意味を知っている市民の割合	74.3% (令和元年度)	増やす	市民意識調査
6	「鳴門市男女共同参画推進条例」を知っている市民の割合	39.7% (令和元年度)	増やす	市民意識調査

基本施策2 学びの場における男女共同参画の意識づくり

7	学校教育の場において「男女は平等になっている」と思っている市民の割合	48.9% (令和元年度)	増やす	市民意識調査
---	------------------------------------	------------------	-----	--------

【基本目標2】 誰もが活躍できるまち なる (女性活躍市町村推進計画)

基本施策3 女性が活躍できる基盤づくり

8	審議会等における女性委員の割合	27.9% (令和2年度)	40.0%	全部局
9	市職員の女性管理職の割合	28.7% (令和2年度)	30.0%	人事課
10	鳴門市女性人材バンク登録者数(累計)	11名 (令和2年度)	30名	人権推進課
11	行政施策に女性の意見が反映されていると思う市民の割合	34.6% (令和元年度)	増やす	市民意識調査

基本施策4 働く場における男女共同参画の促進

12	「現在の社会は女性が働きやすい状況にある」と思っている市民の割合	42.6% (令和元年度)	増やす	市民意識調査
13	職場(仕事の間)において「男女は平等になっている」と思っている市民の割合	28.3% (令和元年度)	増やす	市民意識調査
14	農業における家族経営協定の締結数(累計)	145戸 (令和元年度)	155戸	農林水産課

基本施策5 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

15	市男性職員の育児休業取得率	25.0% (平成30年度)	30.0%	人事課
----	---------------	-------------------	-------	-----

	評価項目	現状値(年度)	目標値令和7(2025)年度	把握方法
16	ファミリー・サポート・センターを知っている市民の割合	69.5% (平成30年度)	70.0%	子ども いきいき課
17	家庭生活において「男女は平等になっている」と思っている市民の割合	31.2% (令和元年度)	増やす	市民意識調査
18	日常生活において「仕事と家庭生活を両立」している市民の割合	33.3% (令和元年度)	増やす	市民意識調査
19	ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組んでいる事業所の割合	35.8% (令和元年度)	増やす	事業所 アンケート調査
20	市職員の年次有給休暇平均取得日数	9.7日 (令和元年度)	12.0日	人事課

基本施策6 地域社会における男女共同参画の推進

21	地域活動の場において「男女は平等になっている」と思っている市民の割合	29.3% (令和元年度)	増やす	市民意識調査
22	防災会議の女性委員の割合	4.9% (令和2年度)	増やす	危機管理課

【基本目標3】誰もが安心して健やかに暮らせるまち になると

基本施策7 あらゆる暴力を根絶する社会づくり (DV 防止市町村基本計画)

23	鳴門市女性子ども支援センター「ばあとなー」を知っている市民の割合	30.8% (令和元年度)	増やす	市民意識調査
24	DVの被害を受けたことがある市民の割合	7.3% (令和元年度)	減らす	市民意識調査
25	DV経験者でどこ(だれ)にも相談しなかった市民の割合	33.0% (令和元年度)	減らす	市民意識調査
26	DV等啓発事業協力事業者数(累計)	52事業所 (令和2年度)	75事業所	人権推進課

基本施策8 生涯を通じた健康づくりへの支援

27	特定健康診査の受診率(40歳~74歳の国保加入者)	32.2% (令和元年度)	60.0%	保険課
28	がん検診(胃がん・大腸がん・肺がん・乳がん・子宮がん)受診率の平均値	4.6% (令和元年度)	5.0%	健康増進課

基本施策9 誰もが安心できるまちづくり

29	普段の生活で介護・介助は必要ない市民の割合	84.1% (令和元年度)	現状維持	長寿介護課
30	子育てに楽しみや喜びを感じる人が多い保護者の割合	55.7% (平成30年度)	60.0%	子ども いきいき課



発行：鳴門市

〒772-8501 鳴門市撫養町南浜字東浜170番地

TEL 088-684-1148